

平成30年8月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

平成30年8月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 平成30年8月31日（金）午後1時30分から午後3時37分

2 場 所 議員協議会室（松本市役所 東庁舎3階）

3 出席農業委員 25人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	岩垂 治
11番	窪田 英明	12番	塩原 忠
13番	田中 悦郎	14番	柳澤 元吉
15番	長谷川直史	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	前田 隆之
19番	橋本 実嗣	20番	古沢 明子
21番	波多腰哲郎	23番	塩野崎道子
24番	二村 喜子	25番	上條信太郎
26番	堀口 崇		

4 欠席農業委員 1人 22番 三村 晴夫

5 出席推進委員 3人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推10番	堀内 俊男		

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件（議案第75号）
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件（議案第76号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件（議案第77号～第81号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件（議案第82号、第83号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件（議案第84号）
- カ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件（議案第85号、第86号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件
- カ 7月定例部会報告

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 農地所有適格法人の要件審査の件
- イ 「平成30年7月豪雨災害義援金」募集活動への協力について

(2) 報告事項

- ア 平成30年度土地利用型経営規模拡大奨励金の交付について
- イ 広報まつもと特集記事について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	小西 えみ
		〃	担当係長	齋藤 信幸
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	主 事	青柳 和幸
		農 政 課	主 事	川嶋 遥
		西部農林課	主 査	上條 裕之
		松本農業改良普及センター	課長補佐	小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 3番 竹島 敏博 委員
- 4番 百瀬 道雄 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、齋藤係長

14 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めます。  
初めに、議案第75号 農用地利用集積計画の決定の件について上程をいたします。

新体制後、最初の定期総会となりますので、農地利用集積計画及び農用地利用配分計画の審査概要、そして新規就農事務について、事務局からの説明をいたしまして、その後、農政課から議案内容について説明をしていただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。  
青柳主事。

## 青柳主事

お世話になります。農業委員会事務局の青柳と申します。よろしくお願いいたします。

今回初めての定例総会でございますので、農地利用集積計画及び農用地利用配分計画、それから新規就農者のことについて概要を説明した後、新規就農者のご紹介まで説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

では、まず農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の審査の概要についてご説明いたしますので、議案の9ページをごらんいただければと思います。

こちらですけれども、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画がどういうものなのか概要をつかんでいただいて、審査について確認をいただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

では、資料の上からそれぞれ説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、農用地利用集積計画、こちらの概要からお話をさせていただければと存じます。

農用地利用集積計画ですけれども、農業経営基盤強化促進法の中で、農業経営基盤強化促進事業を行うこととされていまして、その中で、市町村が作成するように定められている計画でございます。

内容についてですけれども、簡単に言いますと、1カ月間で農協や市役所の農政課、西部農林課の窓口等に提出された利用権設定、所有権の移転といった権利移動の内容を一覧表にしたものになりまして、農業委員会の決定を経て、市長が公告することによって、そういった貸借、売買の関係の法的効力が発生するものになります。

1の(2)に事務の流れということで、それぞれ記載してございます。繰り返しですけれども、市役所の農政課、西部農林課ないし市内の各農協の窓口に出書という形で農地の貸借や売買の申し出をして、それを1カ月分、農政課でまとめて計画をつくっていくという流れになっております。こちらの1カ月分ですけれども、毎月月末を締め切りという形でまとめておりまして、その月の初めから終わりまでのものを一括してまとめて、議案として上がってくるということで認識をしていただければと存じます。

中身の詳しい分類等については、後ほどの説明の中に出ますので割愛いたしますが、(2)のウ、効力の発生というところで、締め切りの翌月末の農業委員会で計画の決定を議案として提出と書かせていただいております。例えば8月末の定例会でございますと、7月の初めから末までに提出された申し出を一覧として計画として作りまして、それを皆様に決定していただくよう審査をお願いするという形となります。また、決定後、翌月初めに報告がされまして、それにより効力が発生しますので、ご承知おきいただければと存じます。

ちなみに、この農地利用集積計画及び配分計画ですけれども、基本的には

毎月皆様に審査ないし中身の承認をしていただく形になりますので、併せてご承知おきいただければと思います。

2番の農用地利用配分計画のほうに入りますが、こちらにつきましては、実際に見ていただいたほうが早いと思います。配分計画本体については、議案の6ページ、7ページでございます。先ほど簡単に説明した農地利用集積計画の中で中間管理機構に貸し出される筆がございまして、それらが今度は、中間管理機構から担い手に貸し付けることになったものを一覧にしたものになります。名前や性質は似ていますが、異なるものなので、ご承知おきいただければと存じます。

こちらにつきましては計画案ということで、もともになる計画は市町村で作成をするんですが、農業委員会の皆様の承認を得た後に、農地中間管理機構を経由して県で公告の申請をしまして、県知事が公告をすることによって効力が発生するようになります。こういったワンクッションを置くようなことがございますので、把握していただければと思います。例えば5ページ、こちら、農地利用集積計画の最後のところになります。ここの表の右から5番目、始期を記載している箇所がございまして、利用集積計画の場合、平成30年9月1日からとありますが、6ページから7ページにかけてある配分計画の場合、同じく始期が9月27日ということで、時期のずれがございまして。これは、先ほど申し上げました市長の公告なのか、県知事の公告なのかによって生まれる差になりますので、ご承知おきいただければと存じます。

ということで、わかりづらいかとは思いますが、それぞれ毎月出てくるこの2つの計画を、皆様に内容審査等していただくことになります。一覧は申出書に沿って内容等をつくってありますけれども、議案発送後、一通り中身を確認していただいて、もし疑義等があれば、事前にご連絡等をいただければと思います。また、内容等に問題があるということで承認ができない場合は、この農業委員会の中における決定の折に否決しまして、決定をしないということもありますので、必ず内容等を事前の確認の上で当日を迎えていただければと存じます。

9ページにあります農用地利用集積計画、配分計画の関係についての説明は以上になります。引き続き、新規就農届の関係の説明に移らせていただきます。

資料の10ページと11ページごらんください。

こちらですけれども、新規就農届出書の記入例を2つ、それぞれご用意させていただきました。新規就農届ですけれども、今まで農業委員をやられた方に関しましては、よくご存じかと思いますが、改めて確認をいただければと存じます。

こちらの様式は松本市独自の様式となります。最初に届出書を出す目的からお話をさせていただきますが、簡単に言いますと、新しく農業に参入する方が、どこに住んでいて、どこの地区を耕作するのかを把握するためにご提出をいただく書類になります。それにあわせて、新たに参入する方が本当に農業を行えるのか、もしくは本当に農業を行うのかを確認します。

極端なことを言いますと、借りたけれども、何もせず荒らしてしまうことがないか、開発のために借りるのではないかとか、そういうことの確認も含めて提出をいただくこととなります。また、こちらを提出いただくことによって、担い手の把握ということにもつながります。今後新しい担い手の方ということで承認された場合は、地区の担い手に加えていただいて、例えば農地のあっせんの相談等がありましたらこの方を紹介するとか、そういったことにもかかわってまいりますので、よろしく願いいたします。

続いて、新規就農届出書をそれぞれ説明させていただければと思います。

まず、10ページ、新規就農届出書と銘打たれたものですがけれども、こちらにつきましては、どこの誰が何の目的でどこの農地を借りて就農をするのかということを書く用紙となります。

この住所地の地区の農業委員さんまたは推進委員さんと、権利取得を予定する農地の所在に該当する地区の農業委員さん、推進委員さんが、こちらの用紙の最後に内容を確認のうえ、署名と意見を記入いただく項目があります。こういった特性があることから、新規就農届出書の提出の折に、事前に新規就農者の方が委員さんのもとを訪れて署名をいただくということがございますので、ご承知おきいただければと存じます。

それと、2枚目、11ページになりますけれども、こちらが営農計画書になります。

内容につきましては、実際に農業で収入を得る場合に限り提出をいただく書類で、それぞれ内容を記入することになります。上から見ていきますと、何を販売するのか、販売する量はどれくらいか、出荷先はどこか、どれくらいの金額を見込んで年間農業をしていくのか。それから通作に関して、どの程度離れた場所で、何をしていくかということを確認する欄。あと農業経験があるのか、農機具の所有はどの程度かということを書いていただく形になります。

この2枚目の営農計画書の関係ですがけれども、先ほどの新規就農届出書の1、就農理由のところ、ア、イ、ウと3つ書かれてありますけれども、こちらのイ、農産物の出荷等を行い、収入を得る、このときに添付して出させていただく書式となります。なので、新規就農届のうち、自家消費を中心とした農業を予定している方につきましては、1枚目の新規就農届出書のみ。イに丸をして、農産物の出荷等を行い、収入を得るとなると、新規就農届出書と2枚目の営農計画書をあわせて出させていただく。それから、ウのその他に関しては、内容に応じてどちらを出していただくかを定めるという形になります。

この届出書について説明させていただいたのは、先ほど署名の部分がありましたが、今後、農業委員の皆様にお願いがあつてのことになります。改めてお話をさせていただきますけれども、先ほど署名の部分で伝えましたとおり、新規就農者の方がこの書類を提出するにあたって、農業委員の署名が必須ということになります。新規就農にあたりましては、必ず農業委員さんのところに新規就農者の方がこういう形で就農するのでお願いいたします、とお話に来る機会がありますので、その折に、本当に大丈夫かどうか

内容の聞き取り等をし、確認をしていただいて、もし問題がなければ署名をしていただきます。よろしくお願ひいたします。

また、実際に就農した後、経営規模を拡大したいとか、そういったご相談がありましたら、農地を紹介していただくなど、フォローもあわせてお願ひできればと存じます。

あと、1件補足として、新規就農者の方が農業委員さんのものを必ず訪れなければならない様式になっていますので、窓口で新規就農の相談があった場合、農業委員さんと推進委員さんのお名前、ご住所、電話番号を伝えるようにしてございます。そちらもご承知おきいただければと存じます。

以上で新規就農届についての説明とさせていただきます。最後に今月の議案にのっている新規就農者のご紹介をさせていただきます。

議案8ページをごらんいただければと思います。

では、今月の議案にのっている新規就農者の方が1名ございますので、ご紹介をさせていただきます。

〇〇〇〇様になります。ご住所と借り入れ農地はともに新村地区、1筆、400平米を借り入れ予定となっております。就農の目的につきましては自家消費を中心とした農業をご希望されてございまして、栽培予定は自家用野菜ということでお話をいただいております。なお、借り入れ予定農地につきましては、ご自宅のお隣の農地を借りるとお話をいただいております。野菜の栽培を体験したい、野菜を育てる喜びを実感したいということで新規就農しまして、農地を借り入れるということでございます。

議案につきましては、2ページの番号3番、こちらの筆が該当となります。

なお、こちらの集積計画の中において、作物名のところに水稻記載されていますけれども、利用集積計画の申出書を提出する折に作物名が空欄で提出された場合、地目から推測しまして作物を入れることになっております。今回、借りるのは田んぼであったために、水稻ということで記載しましたけれども、新規就農届には野菜ということでいただいておりますので、正式には作物名、野菜になります。修正をお願ひできればと存じます。

最後に、こちらの新規就農届には新村の柳澤農業委員からご署名をちょうだいしてございます。先ほどの新規就農届をごらんいただくと、2名の委員のご署名をいただく形になっておりますが、こちらの新規就農届は旧体制の折に提出をいただいたものになりまして、新村の担当となる農業委員が柳澤農業委員お一方であったため、1人のみの署名となっております。ご承知おきいただければと存じます。

審査の関係、それから新規就農の関係、説明は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして、地元の委員から、柳澤委員から補足がありましたら、お願ひをいたします。

柳澤農業委員

〇〇さんは、退職なさってから自宅の横の農地を借りたいということで相談をいただきました。この農地の地主は高齢の女性で、後継者には娘さん

が2人いらっしゃったんですが、嫁がれまして、農地の管理ができない状態した。そういう中で、この方が、ちょうど隣の田んぼですし、借りて、自家用野菜をつくってみたいというご希望でしたので、荒廃地になるより、活用していただいたほうが良いということで内容確認をいたしましたので、お願いいたします。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、農政課からお願いをいたします。  
川嶋主事。

川嶋（農政課）

お疲れさまでございます。農政課の川嶋と申します。  
私のほうからは、農用地利用集積計画のまず決定の件について説明させていただきます。  
では、着座にて説明させていただきます。  
議案の1ページをごらんください。  
5-（1）-ア、農用地利用集積計画の決定の件（議案第75号）。  
内容については、事前にご確認いただいているかと思いますが、今回初めての方もいらっしゃいますので、表の見方、一覧表の一番上の網かけの部分の各項目について、簡単に説明させていただきます。その後合計欄だけ読み上げる形で進めたいと思います。  
では、一覧表をごらんいただければと思いますが、まず左上から、番号とあります。これは地区の順番で、上から付番をしています。  
続きまして、申請区分とありますが、こちらは新規と再設定がありますが、前に借りていた人と同じ人にまた貸す場合は再設定、それ以外の場合は新規となります。  
続きまして、大字名と所在とありますが、この2つをあわせまして農地の地番ということになります。  
その隣の地目ですが、こちらは登記地目を記載しております。  
その隣、管理面積ですが、これは今回借り受ける面積を記載しております。  
続きまして、渡人住所、渡人名とありますが、こちらは貸す人の住所と名前、その隣、受人住所、受人名が借りる方の住所と名前ということになります。  
その隣の経営面積ですが、こちらは借受人が借りようとしている時点でどれくらいの農地を耕作しているかということを示しております。  
その右、移動形態ですが、こちらは有償の貸借なら賃借権、無償の貸借なら使用貸借権が入ります。  
そして、作物名ですが、こちらは先ほど青柳主事からも説明がありましたが、利用権設定の申出書に作付予定作物を書いていた場合は、具体的な作物を入れております。そうでない場合は、登記地目に合わせて田んぼなら水稻、畑なら野菜と入れております。  
続きまして、始期ですが、これが貸借の正式に始まる日となります。  
存続期間ですが、貸借の期間ということになります。

その隣の10アール当たりの賃借料ですが、こちらはそのまま10アール当たりの賃借料なんです、もし申出書に筆全体で幾らと書いてあっても、面積で割り、10アール当たりの金額を算出して載せております。

支払いですが、これは支払い方法で、現金払いか、口座払いか、物納のいずれかが入ります。

最後、備考欄ですが、こちらは借受人が認定農業者の場合に、認定農業者と入ります。

これらの項目の中には、所有権移転や、今回の議案にはありませんが、利用権の移転などで、多少表記の仕方が変わるものもありますが、基本的には、今説明したような内容になります。

では、合計欄だけ読み上げますので、5ページをごらんください。

合計、区分、一般、こちらが相対での貸借となります。筆数9筆、貸し付け6人、借り入れ6人、面積1万1,124平米。

その下、円滑化事業分、こちらJAを間に挟んだ貸借となります。筆数40筆、貸し付け26人、借り入れ17人、面積6万6,033平米。

続きまして、経営委譲、こちらは農業者年金受給のための親子間の使用貸借などが入ります。筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1,338平米。

続きまして、所有権の移転、こちらは農業開発公社への農地の売り渡しや公社からの買い受けが入ります。筆数4筆、貸し付け2人、借り入れ2人、面積6,292平米。

続きまして、第18条2項6号関係とありますが、こちらは一般法人が農地を借り受けた場合がこれにあたります。農地を適正に利用していない場合などに、市町村が契約を解除することができることから、解除条件つき利用権設定とも言います。筆数2筆、貸し付け2人、借り入れ2人、面積3,143平米。

続きまして、農地中間管理権の設定、こちら先ほど少し説明がありましたが、中間管理事業により長野県農業開発公社に貸し付けるものになります。筆数38筆、貸し付け16人、借り入れ1人、面積6万336平米。

合計ですが、筆数94筆、貸し付け53人、借り入れ29人、面積14万8,266平米。

その下、当月の利用権設定（全体）のうち、認定農業者への集積となりますが、こちらは今回の全借受人のうち、認定農業者にどれだけ集積されたかを示す指標になります。筆数が36筆、面積が5万8,982平米、集積率が73.45%となっております。

議案第75号については以上になります。

議 長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見等がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第75号について、原案どおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたしました。  
続きまして、議案第76号 農用地利用配分計画案の承認の件について上程をいたします。  
農政課から一括して説明をお願いいたします。  
川嶋主事。

川嶋（農政課） 農政課の川嶋と申します。引き続きよろしくをお願いいたします。  
着座にて説明させていただきます。  
6ページをごらんください。  
5－（1）－イ、農用地利用配分計画（案）の承認の件（議案第76号）。  
こちら事前にご確認いただいているかと思いますが、概要についても、先ほど青柳主事から説明がありましたので、合計欄だけ読み上げたいと思います。  
7ページをごらんください。  
合計、筆数41筆、貸し付け1人、借り入れ10人、面積6万3,090平米。  
当月の利用権設定（中間管理権設定）のうち、認定農業者への集積ですが、筆数37筆、面積5万9,494平米、集積率は94.30%となっております。  
議案第76号については以上になります。

議長 ただいま説明に対しまして、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第76号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。

ありがとうございました。

続きまして、議案第77号から81号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、5件について上程をいたします。

事務局から一括の説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

それでは、総会資料の12ページをごらんください。

農地法第3条の規定による許可申請についてです。

着座にて説明いたします。

こちらは、農地法第3条の規定による許可申請ですけれども、農地を農地のまま売買、贈与、貸借などの権利移動をする場合、農業委員会の許可が必要となるものです。

初めに、議案第77号、中山〇〇〇〇番地、現況地目、田、2,115平米外5筆、合計1万1,005平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。なお、本案は許可要件を全て満たしています。

続きまして、議案第78号、里山辺〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、797平米外2筆、合計1,091平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するもので、こちらも許可要件は全て満たしています。

続きまして、13ページ、議案第79号、原〇-〇、現況、休耕地とありますが、この9,39平米を農地の保全のため、交換により〇〇〇〇さんへ所有権移転するものです。こちらも許可要件は全て満たしております。

続きまして、議案第80号、五常〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、565平米を農地の保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

なお、〇〇さんの耕作面積ですが、許可要件であります四賀地区の加減面積30アールに欠けていますが、今回所有権を移転する農地につきましては、進入路がなく、南に接する〇〇さんの所有地を利用しなければ利用が困難であると判断し、農地法施行令第2条第3項に規定されている下限面積の例外として本申請を受理いたしました。なお、他の許可要件については全て満たしています。

続きまして、議案第81号、梓川梓〇〇〇〇-〇、現況地目、田、227平米外6筆、合計2,573平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権移転するものです。なお、本案は許可要件を全て満たしています。

農地法3条の規定による許可申請は以上5件です。よろしく願いいたします。

議長

ただいま農地法3条、5件について説明があったわけではありますが、これについて、それぞれの地元の委員さんから意見をお願いいたします。

77号であります。これは中山の件でございますので、私が説明をいた

します。

この〇〇さんという方でございますが、一昨年かな、〇〇をいたしまして、〇〇〇が、この売り先を探したところでございますが、これは〇〇〇の経営者でございます。〇〇さんがここを取得したいと。そしてまた、住宅も大変立派な建物でありまして、いずれ民泊をとというような気持ちであるようでございますが、そしてこの農地を取得して、食べるお米をここでつくりたいんだというようなことございました。

ただ、この周辺の田んぼは、中山間地の団地に入っておりまして、今、田んぼにしても、畑にしても、私のほうの仲間がきれいにつくっているわけでありまして、そのことだけ〇〇さんに確認をいたしましたが、これ、どうなるかというのもこれからわからないわけですが、いずれにしても、こういう形で〇〇さんが農業を継続する、こういうことでございますので、よろしく願いいたします。

続いて、里山辺のこの農業経営規模拡張というようなことでございますが、里山辺の中川さん、お願いします。

#### 中川農業委員

先日、入山辺の百瀬道雄先輩農業委員さんとともに初めて現場活動をしてまいりましたので、報告申し上げます。

この場所なんですが、山辺のブドウ集荷場及びJ Aアグリ資材センターの北東約200メートルぐらいのところに位置するところでありまして、三筆ありますが、このうちの一番広いところがすでにブドウ園でございまして、この〇〇〇〇さんがブドウを実際にもうつくっておられます。草刈りもしてありまして、非常にきれいに清潔に管理をされているなという印象を受けました。

〇〇〇〇さんもお高齢ではありますが、ご子息、息子さん、あと奥様、それから息子様と一緒に農業をされておられるということで、非常に熱心さを感じる事ができました。

本件につきまして、所有権の移転につきまして、特に問題はあるところはないと、そういう印象を受けました。

以上、ご報告申し上げます。

#### 議 長

ありがとうございました。

続いて、本郷でございますが、竹島委員さんのほうからお願いします。

#### 竹島農業委員

79号の原地籍についてご説明申し上げます。

8月19日に現地を確認しまして、〇〇さんの土地が今回、宅地分譲開発の計画がございまして、農地を整理したところ、〇〇さんとの境の部分が明確でなかった細長いあぜ道部分が明確に〇〇さんの土地だったということで、今回分譲住宅に当たりまして、その土地を〇〇さんとほかの土地と〇〇さんと交換しまして、この分譲地の土手の部分を〇〇さんと境を明確にして譲り渡すということになりまして、現地を確認しましたら、現在、田んぼの地籍ですけれども、〇〇さんはブドウを作付してつくっております。

して、現在、そこも耕作中ということになります。

〇〇さんは認定農業者であり、現在も農家組合長さんもやっております、立派に経営しておりますので、受け付けても何ら問題ないと、このように確認しましたので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

80番であります、四賀でありますので、金子委員さん、お願いします。

金子農業委員

先日、連絡をとって、〇〇さんとお会いしまして、現場確認をいたしました。その現場というのは、先ほどもちょっと触れたんですけども、大型機械が入れないというような状況の中でありますけれども、〇〇さんの自分の家のすぐ裏にあるというふうなことで、管理機がそちらのほうから上って、畑が管理できるというものでございます。

ほかにも〇〇さんは水田並びに畑をきれいに管理しております、また譲渡人であります〇〇さんは高齢化ということで、畑を大変心配しておったんですけども、〇〇さんが、私が責任を持ってきれいにして農業をしていきますという約束をいただきましたので、この案件については妥当だということ考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

81番、梓川でありますので、古沢代理、お願いします。

古沢農業委員

着座のまま失礼いたします。

梓川梓、〇〇さんが今度譲り受けるわけですが、この地域は大宮熱田神社の西側の南北条地域というところがございます。この土地の状態なんですが、こちら辺は全て湿地でございまして、この続いております、ずっと続いているんですが、ここは道路に面しました南北条集落センターの周辺は、もうわき水で、地面からもうびちゃびちゃと水が出てくるような状態の場所でございます。そこからずっと東のほうに長く伸びた状態で、これがつながっております。

〇〇さんは、このすぐ隣地で加工トマト等を栽培しております、今見た現状では、すごい荒廃化が進んでおります。アシが茂ったり、とてもすごい状態になっているんですが、これを経営規模拡大のためという名目で管理していただければ、とてもきれいな状態になるので、問題はないと思っております。よろしく願いいたします。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第77号から81号にかけて、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたしました。

続きまして、議案第82号から83号、農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

大内主査。

大内主査

それでは、議案書の14ページをお願いします。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。

自己が所有する市街化区域以外の農地を農地以外のものにするためには、農地法第4条の許可が必要となります。この許可を受けることで、農地から宅地などへの転用が可能となります。

こちらの許可なんですが、県知事の許可となりますので、この農業委員会では、各案件について委員の皆様に審議をいただき、意見集約を行っていただくものです。

それでは、説明をさせていただきます。

議案番号第82号です。笹賀〇〇〇〇、現況地目、畑、453平米に長野市にお住まいの〇〇〇〇さんが太陽光発電施設を新設する計画です。農地区分は1種ではありますが、位置的代替性がなく、隣接地と一体として同一の事業の目的に農地を供するもので、第1種の面積が3分の1を超えないため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号83号です。梓川倭〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、66平米に梓川倭にお住まいの〇〇〇〇さんが駐車場を新設する計画です。農地区分は2種ではありますが、位置的代替がないため、許可相当と判断しました。

なお、これらの案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。

以上、2件、2筆、519平米です。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案第82号につきまして、地元の委員の意見をお願いいたします。

笹賀でありますので、岩垂委員さん、お願いします。

岩垂農業委員

それでは、着座のまま失礼いたします。

お手元に写真があると思いますけれども、議案番号82番、これは写真で

見るとかなり広く写っているんですけども、面積的に453平米ということで、場所は上二子の公民館から南へ約100メートルぐらいで、右にガードレールが見えるかと思いますが、その向こうが中央自動車道です。ダンプと廃棄コンテナが写っていますけれども、その右側の物置だか、土蔵だかがあると思うんですけども、その右側が全部宅地でございます、田んぼも含めて、田んぼは約4分の1くらいになるんですかね。全部住宅を取り壊しまして、そこも太陽光発電にすると。その水田に隣の畑も設備をしたいというような計画のようです。

現場を見ましたところ、面積的にもちょっと厳しいし、借り手もこの面積だといかないんじゃないかなというような状況でございましたので、宅地部分を含めて太陽光施設にしたいというような申請になっていますので、やむを得ないかなというような判断をしてみました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

現地調査でございますが、先日、古沢委員と私とで調査をしてみました、古沢委員さん、どうですか、この農地。

古沢農業委員

着座のまま失礼いたします。

ご報告申し上げます。

8月23日、小林会長と現地の確認に行ってみました。ただいま岩垂委員さんがご説明していただいたとおりの状態でございます。何ら問題はないと見てまいりましたので、やむを得ない案件だと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議 長

このほかの委員さんで本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第82号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議 長

賛成多数でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第83号、梓川でございますので、古沢委員さん、説明をお願いいたします。

古沢農業委員

引き続きお願いいたします。

この件は、8月23日、小林会長と現地の確認に行っていました。○  
○さんは運送業を営んでいらっしゃいます。大型車を駐車するのに駐車場  
が足りないということで、ここに写っておりますのは自宅でございます。  
この左側のところに駐車場を、そこのところを少し片つけて車を置いて、  
この右側の今の黒い線の中に自家用車でしたよね、それを駐車場させたい  
という案件でございます。

周辺には住宅がございますが、何ら問題はないと思うように見てまいりま  
した。よろしくお願いいたします。

議 長

現地調査をいたしました23日でございますが、私も今、古沢代理さんの  
言われましたように、これは2種農地でありますし、やむを得ないかなと  
いうふうに確認をしてまいりました。

ほかの委員さんで本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い  
いたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第83号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様、  
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。

続きまして、84号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件  
について上程をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

大内主査。

大内主査

それでは、議案書の15ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。

市街化区域以外の農地を農地以外のものにするために、第三者との間で賃  
借権など権利を設定または所有権を移転するためには、農地法5条の許可  
が必要となります。この許可についても、4条と同様に県知事の許可とな  
りますので、こちらについても、案件について、皆さんにはご審議いた  
だき、意見集約を行っていただくものです。

それでは、議案番号第84号です。島内○○○○-○、現況地目、畑、3  
2平米外1筆、計2筆、43平米に島内にお住まいの○○○○さんが住宅  
の敷地を拡張する申請です。農地区分は1種ではありますが、既存敷地の

2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

なお、本案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。

以上、1件、2筆、48平米になります。よろしく申し上げます。

**議 長**           ただいまの説明に対しまして、地元の島内でございますので、河野委員さんから説明をお願いいたします。

**河野農業委員**       皆さん、お手元に写真がございますが、先ほどの案件の裏側に議案番号84ということで、2つの写真あります。これは二筆になっておりますが、この写真で見る右側の半分のほうは、分譲地として最近造成をしたところです。分譲地で、6棟の一般住宅の分譲地ということで、販売をするという予定になっておりますが、たまたま今回の譲受人の住宅が上の写真で言うと、軽トラックがとまっている真ん中のところの家でございますが、たまたまここに電信柱がありますが、これは一番右端のところへ寄せるといふことで、ここへ勤務先のトラックなどを置きたいとかいうこともありますし、また下の写真で言う11平米、これはわずかなところでございますが、これ、隣地との境の関係で、請われ、これだけ譲ってほしいよということ地主のほうへ話があって、今回の申請になったということで、一般住宅の敷地拡張ということで、特に面積的にも問題はないし、この写真にある手前が市道でございますので、そういった面でも特に問題はございませんので、よろしく申し上げます。

**議 長**           現地確認をいたしました古沢委員から説明をお願いします。

**古沢農業委員**       ただいま河野委員さんのご説明のとおりでございます。この写真で見ますと、非常に大きな面積に見えるんですが、現地に行ってみますと、本当に微小な面積の場所でございます。何ら問題はないと思って確認してまいりました。よろしくをお願いいたします。

**議 長**           この議案について、ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

**議 長**           ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第84号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続きまして、85号から86号、相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、2件について上程をいたします。  
事務局から一括の説明をお願いいたします。  
高橋主査。

高橋主査 それでは、16ページをごらんください。  
相続税納税猶予適格者証明願の承認についてです。  
これは、農業を営んでいた故人から相続により農地を取得し、引き続き農業を営む場合、一定の要件のもとで相続税の納税が一部免除になりますが、この申請を税務署にする際、相続人である申請者が適正に農地を管理できるかの証明が必要となり、それを審査、承認するものです。  
それでは、議案の説明に入りますが、初めに1件訂正があります。  
16ページ、議案第85号ですが、特例の適用を受けようとする農地等の明細のうち、下から2行目、右下のほうになります。島内〇〇〇〇-〇、19平米、こちら1筆の削除をお願いいたします。それに伴いまして、最下段の計を18筆から17筆へ、面積を1万7,134平米に訂正をお願いいたします。  
これは、事前の地元農業委員による確認におきまして、耕作の確認ができなかったため、申請者にその旨をお伝えし、調整した結果、きのう該当農地については取り下げたいとの申し出があり、変更したものになります。  
それでは、改めまして説明いたします。  
議案第85号、島内にお住まいの相続人、〇〇〇〇さんが島内〇〇〇〇外16筆、合計1万7,134平米につきまして、適格者の承認を受けるものです。  
続きまして、17ページ、議案第86号、島内にお住まいの相続人、〇〇〇〇さんが島立〇〇〇-〇外1筆、計700平米につきまして、適格者の承認を受けるものです。  
以上2件です。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局から説明がありました。  
初めに、議案第85号について、地元委員の意見をお願いいたします。  
河野委員、お願いします。

河野農業委員 先日、この案件について、推進委員の堀内委員さんと一緒に確認してまいりました。  
その中で、たまたま今、事務局の高橋主査のほうでお話いただいた〇〇〇〇-〇というのが、現場を見に行ったら、ちょっと何かコンクリートの何か物がいろいろ置いてあるなどと思って、よくよく見たら、昔のドツボですね。これがこの19平米のところであって、そこ、人が住めるようにコンクリートでいろいろ工作してあるということで、ちょっと農地とは言え

ないなど。どう転んでもちょっと難しいということで、高橋主査のほうにご相談申し上げ、本人にも確認の上で、除外したということの経過でございます。

そのほかの田んぼ、畑、それぞれ全て水田と、それからネギ、白ネギの生産をしておりました。特に問題なく、しっかり管理といたしますか、営農をしておりましたので、報告いたします。

以上です。

**議長**           ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

**議長**           ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第85号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

**議長**           全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。  
続いて、86号であります。本件は島立の濱委員さん、ご説明をお願いいたします。

**濱農業委員**       それでは、確認をしてみましたので、お知らせをいたします。  
8月21日に現地を確認いたしまして、場所は国道158号線、合同庁舎入り口交差点の西南80メートルほどのところにある畑でございます。交差点からちょっと西へ行ったところ、その南裏の奥のほうになるようなところでございます。  
現状の状況ですが、育苗ハウス2筆と、それから自家用野菜、量が多くないので、多分自家用野菜だと思っておりますが、栽培をされておまして、畦畔などもきれいに草刈りをされて、きれいになっておりました。  
それから、隣接への影響は、荒らさない限りは、西側は自宅でございますので問題ありませんが、東側がよその自宅でございますので、荒らさない限り、現状では影響はないと思っております。  
ただ、申請者ですが、ここの農地のほかに水田をかなりの面積耕作しておりまして、今の若い人は貸せちゃうんですけれども、貸せずに、自分で水稲などを耕作しておりますので、農業者としては問題ないと思っております。  
以上です。

**議長**           この件につきまして、ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありま

したら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見はないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第86号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の  
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいた  
しました。  
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。  
事務局から、説明事項のアからカについて一括説明をお願いいたします。  
高橋主査。

高橋主査

それでは、報告事項についてご説明します。  
初めに、資料18ページの報告事項アから25ページの報告事項オまでに  
ついてでございますが、これらにつきましては、書類等完備しておりました  
ので、事務局長の専決により処理いたしました。  
まず、18ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、  
5件、19ページ、20ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届  
出の件、19件、21ページ、農地法第4条の規定による届出の件、1件、  
22ページから24ページ、農地法第5条の規定による届出の件、18件、  
25ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件、そし  
て26ページは参考資料となりますが、農地法に関係する議案などを地区  
別に集計したものになります。  
続きまして、27ページ、報告事項カ、7月定例農地部会の報告をいたし  
ます。  
7月31日開催の農地部会において、議案14件につきまして、それぞれ  
慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認及び決定されました。  
この内容は、記載のとおりになります。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの報告につきまして、委員の皆様から質問、意見がありましたら、  
お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見がないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局の  
説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

ただいま農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

今、あそこの時間で35分でありますので、45分まで10分間休憩をお願いいたします。

(休憩)

議長

総会を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、その他、農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、協議事項ア、農地利用適格法人の要件の審査の件を議題といたしますが、本件は私が役員を務めている法人の案件であります。農業委員会法第31条の規定により、私は議事に参与できませんので、退室をさせていただきます。

本件の議事につきましては、会長代理から進めていただきますので、ご了承をお願いいたします。

(小林委員 退席)

古沢会長代理

それでは、本件につきましては、会長にかわりまして私が議事の進行を務めてまいります。

まず、事務局の説明を求めます。

青柳主事、お願いします。

青柳主事

お世話になります。

では、農地所有適格法人の説明につきまして、農業委員会事務局の青柳から説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、議案につきましては、28ページから60ページにかけてになりますので、よろしくをお願いいたします。

今回、農地所有適格法人を審査するにあたりまして、先に農地所有適格法人について説明させていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、通常の法人が農地を扱う場合についてから触れさせていただきます。通常、法人は農地を所有することができません。また、農地を借り入れることは可能ですけれども、もし耕作等を行っていなかった場合、契約を一方的に解消できるという条件つきでの貸借で借り受けができると法律で定められてございます。

ただ、農地所有適格法人に認められた場合、その法人が農地を所有することができるほか、条件付でない、通常の貸し借りもできるようになるなど、違いがありますので、ご承知おきをいただければと思います。

次に、法人が農地所有適格法人として認められる要件ですけれども、具体的な要件としましては5つございます。



託されている方になります。このため、全員要件を満たしている状態になり、先ほどの農地権利提供者、農業従事者を除いた124名の方が農作業委託者に該当します。

補足ですが、構成員に農業関係者以外の者が1人となっております。こちらですけれども、農地の権利提供者、農業常時従事者、農作業委託者、これらは全て、個人の場合に該当します。名簿の末尾に〇〇〇〇〇〇〇が構成員として入っておりますが、こちらは法人ですので、農業関係者に該当しません。農業関係者以外の者、1名につきましては、そちらが該当するということでご承知おきください。

構成員要件につきましては、166名中165名が農業関係者になりまして、99.4%の方が農業関係者となりますので、要件を満たしています。最後に業務執行役員の項目になります。

業務執行役員につきましては、資料の33ページに執行役員の方の情報がございますので、ご確認いただければと思います。執行役員のうち、過半が農業の常時従事者であるということですが、年間の農業常時従事日数が150日を超えていることが常時従事の要件となります。全員150日以上ですので、役員の過半が農業の常時従事者と確認できます。次に、理事、役員のうち1名以上が農作業に60日以上従事しているということですが、同じく33ページにあります名簿の農作業従事日数を確認いただくと、全員60日以上農作業をやっていることが確認できますので、要件に適合しています。

書類上の事務局側で審査させていただいた限りでは、こちら全て要件を満たしているので、農地所有適格法人に適合すると判断ができますが、改めて農業委員の皆様へ審査をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

古沢会長代理

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員は挙手を願います。

[質問、意見なし]

古沢会長代理

それでは、本件についてご了承いただける委員は挙手を願います。

[全員挙手]

古沢会長代理

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

議事参与の制限にかかわる議題が終了しましたので、退室している小林委員の入室を許可いたします。

(小林委員 入室)

古沢会長代理           それでは、再び会長に議長を交代いたします。

議     長           ご承認いただき、ありがとうございます。  
次に、協議事項イでございますが、平成30年7月豪雨災害の義援金の募集活動への協力についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
小西補佐。

小西局長補佐       それでは、資料の61ページ、「平成30年7月豪雨災害義援金」募集活動への協力についてでございます。  
着座にて失礼いたします。  
1、要旨ですが、長野県農業会議会長より標記義援金の募集活動への協力依頼がありましたので、その取り組みについて協力をいたします。  
2、義援金の目的ですが、6月末からの台風7号及び梅雨前線による豪雨により被災された皆様の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するためのものです。  
3、対象者ですが、農業委員、推進委員及び事務局職員とします。  
4、義援金額ですが、1人1,000円といたします。  
5、義援金の送金方法ですが、本日賛同いただきましたら、該当金額を9月の委員報酬から差し引かせていただき、期日までに農業会議の口座に送金することといたします。  
63ページからの募集要領の中に、9月15日まで口座開設とありますけれども、9月21日まで延長する旨確認をとっておりますので、皆様の報酬の9月21日に合わせて送金をいたします。  
6、依頼文ですが、62ページから添付してあります。  
このことについてですが、熊本地震など、各地で発生した災害に対しまして、全国農業会議所のほうから義援金の募集があった場合には、今までも協力しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。  
以上です。

議     長           ただいま事務局から説明がりましたが、これより質疑を行います。  
発言のある方の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議     長           ないようです。  
これから集約を行います。  
本件は、推進委員の皆様にも関係のある内容ですので、ここにご出席の推進委員の皆様も含めましてお伺いいたします。  
本件について、ご了承いただける皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は了承されました。

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項ア、平成30年度土地利用型経営規模拡大奨励金の交付についてを議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

農政課の川嶋と申します。

資料の66ページをごらんください。

着座にて説明させていただきます。

66ページ、6-（2）-ア、平成30年度土地利用型経営規模拡大奨励金の交付について、報告事項となりますが、こちらは毎年実施している市の単独事業の補助金となります。

この補助金の概要ですが、1番、松本市土地利用型経営規模拡大奨励金交付実施基準（要点）、（1）交付要件（借り手）となりますが、松本市農用地について、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、7月1日時点で存続期間1年以上の利用権設定を受けている市内に住所を有する認定農業者に交付するものです。

（2）交付金額ですが、交付の対象となる圃場10アール当たり3,000円となります。

（3）その他ですが、ア、交付総額が1,000円に満たない場合は奨励金の交付対象としないものとしております。

また、イ、下記の合併地区においては、合併後の公告分の利用権設定農地を交付対象としております。

2番、平成30年度交付内容ですが、（1）交付該当者は395人となっております。

交付対象面積が1,880万2,450平米。

（3）交付金額が5,640万9,600円となっております。

この交付対象面積と交付金額ですが、こちらはあくまで現段階の概算の数字となりますので、今後、今、申請書のほうを対象者の皆様にお送りしているところなんです、その中で、こういう筆は対象になるんじゃないかというような問い合わせもありまして、その上で、また対象にしたりしなかったりということもあるものですから、今後も変更となる可能性はございます。

また、辞退する方もいらっしゃいますので、実績額がこのとおりの金額とはならないことはご了承いただければと思います。

（4）番、地区別内訳ですが、別紙のとおりとなりますが、67ページにございますので、ごらんいただければと思います。

地区ごとにも算出しておりますが、全体的に面積と人数、面積、金額ともに上昇していることから、認定農業者への集積が進んでいるということが

うかがえるかと思えます。

66ページに戻っていただきまして、(5)番、交付金の支払いについてですが、該当者の申請に基づき順次支払う予定であります。

一応、申請書の締め切りを9月いっぱい、9月28日の金曜日としておりますので、支払いは早くても10月からということになりますので、よろしく願いいたします。

報告事項については以上となります。

議長 ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。ありがとうございました。  
次に、報告事項イ、広報まつもと特集記事についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。  
青柳主事。

青柳主事 広報まつもと特集記事ということで、報告をさせていただきます。  
本日、皆様にお手元にお配りをさせていただきましたホチキスどめの資料があるかと思えます。その資料がお手元にあるか確認させていただければと思いますが、皆さん、お手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、広報まつもと特集記事について報告をさせていただきます。  
こちらですけれども、農業委員会では、これまで毎年7月と12月に会報として農業委員会だより、10月には広報まつもとの特集記事としまして2ページ分、特集のページを発行しています。今回、10月の広報まつもとに載せるページについて編集いたしましたので、報告いたします。  
先ほど会長の挨拶にもありましたとおり、8月24日に第1回情報・研修委員会がございまして、そちらで内容を確認し、決定したものととなります。  
それでは、資料2枚目、A3のものをご確認いただければと思います。こちらは、広報まつもと特集ページの実際のレイアウトとなる予定のものになりますので、お願いいたします。最初に1カ所訂正をお伝えいたします。会長就任挨拶の3行目、「農業委員会会長の職を拝命いたしました」とございまして、正しくは、「農業委員会会長を拝命いたしました」となります。「の職」の削除をお願いいたします。次に、内容について簡単にお話をさせていただきます。今回、特集ページということになりますが、農業委員会が新体制になりまして初めての広報になりますので、改めて新体制になりました、という内容を中心に編集させていただきました。会長就任挨拶、役員紹介、農業委員会の業務がありまして、続いて、農業委

員さんと推進委員さんの担当地区と名前を一覧にして記載させていただいてございます。左側のページに移りまして、農地利用最適化推進委員、それから農業委員の業務について、それぞれ一覧にさせていただいてございます。そこから下ですけれども、今回、農業委員会の義務業務の中に農地の利用の最適化が含まれたということで、その最適化に関連する事業、動きとしまして、新規参入推進の関連で幾つか記事を入れた形となります。最初に、「松本で農業を始めたいという方を応援する取り組みが始まっています！」ということで、これまで行った農業の新規参入がしやすくなる取り組みを2つ、掲載させていただきまします。その下ですけれども、各地区で行われている新規参入等の促進活動の一環として行われた中山地区の事業を、特集として記事で挙げさせていただいています。

内容の説明は以上になります。

あと、今後の予定になりますけれども、本日が広報まつもとの担当課への原稿締切日となっております。そのため、大変申しわけないですが、先行して8月28日に原稿は入稿してある状態となっております。その後、9月の1カ月間に校正作業がございまして。今回内容を確認していただく中で、先ほどお伝えした訂正以外に何かございましたら、9月7日までにご連絡をいただければ幸いですので、よろしく願いいたします。

なお、校正等完了いたしまして、正式に皆様のお手元に届くのは10月1日以降です。全戸配布の広報まつもとの中にページがございまして、確認をいただければと思います。

報告事項につきましては以上になります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これから質疑を行います。

ただいまの広報まつもとの件につきまして、発言のある委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項ウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、私、板花から報告を申し上げます。

ページでいきますと、68、69ページでございます。

まず、68ページ、主要会務報告ということでお願いいたします。

こちらにつきましては、先月、7月31日の定例会以降の消化した内容ということで、本日までの内容でございます。ごらんいただければと思います。

続きまして、69ページでございます。

こちら、当面の予定ということで、この先、10月いっぱいまでの予定ということで、ご確認をいただきたいと思っております。

9月4日ですが、柏木保育園、笹賀にある保育園ですが、農業体験事業ということで、こちら、前農地部会長のリンゴ園ですが、上條陽一さんのリンゴ園で9時半からということで、園児、葉摘みになりますけれども、あとはシールを張って色をつけるという内容の作業体験ということですが、旧南部ブロック農業委員と推進委員の方に通知をお出ししておりますので、こちら、旧体制からの継続事業ということで、ブロックの自主活動になりますが、旧南部ブロック、中山以外の南部ブロックということになりますので、お願いしたいと思っております。

9月8日は、農林業まつりということで、8月17日もご案内をいたしましたが、8時から11時までの3時間が北東部、それから河西部のブロックの委員さんないし推進委員さん、11時から2時までの後半の部が南部、西部の農業委員さん、推進委員さんということで、時間を区切らせていただいております。一貫目クイズで景品となります農産物の提供もいただければ大変うれしく思います。

それから、駐車場につきましては、あがたの森公園の北側にあります蚕糸公園のグラウンドが駐車場になりますので、そちらのほうでお願いしたいと思っております。

続きまして、9月15日は東山部くだものまつりということで、農協のほうからご案内行っているかと思っておりますが、東山部の農業委員さんにご足労願います。

9月20日は、第2回情報・研修委員会が予定されております。

それから、ずっと行きまして、9月27日木曜日、新人農業委員・農地利用最適化推進委員研修会ということで、スイス村のほうで予定をしております。県の農業会議主催の研修でございますので、本日、出席報告の締切日となっておりますので、まだお出しいただいてない委員さん並びに推進委員さん、事務局までお願いしたいと思っております。

9月28日は、9月の定例総会でございます。その総会の後ですが、9月拡大委員総会・研修会ということで、ブエナビスタで5時から予定しております。

これ、9月定例総会、1時半というふうにしてありますが、きょうの時間がどのぐらいかかるかというようなところを見ながら、最終決定をしたいと思っております。このままでいけば、1時半開会だと、ちょっと間があいてしまう可能性があるものですから、場合によっては2時とか2時半というふうな設定も考えておりますので、いずれにしても1週間前に通知文をお出ししますので、その通知文の開催時間をご確認いただければと思います。

ですので、拡大委員総会はブエナビスタ、夕方5時からということで、こちらは推進委員さんも含めて皆さん参加いただいて、この場でブロックを立ち上げると。ブロック長、副ブロック長も承認をいただいて、そして県の農業会議から事務局長をお招きして、農業委員会の活力ある取組み事例

について研修していただいたり、その後、またブロックの中で交流を深めていただきたいというふうに考えております。

それから、70ページ、19日もやはり柏木保育園の農業体験事業ありますが、またご案内を申し上げますので、よろしく願いいたします。通知をお出しします。

また、第3回情報・研修委員会も19日あるんですが、また予定変更もあるかもしれませんので、そこら辺をお含みいただければと思います。

すみません、ちょっと最初のところで、9月4日の柏木保育園の農業体験事業と言いましたけれども、この日、大型台風が予想されております。雨の可能性が大きいわけでございます。その場合は、2日後の9月6日木曜日というふうになっておりますので、ご承知おき願います。

当面の予定は以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

ただいまの業務報告並びに当面の予定について、発言のある方の委員の皆様の手をお願いたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業改良普及センターから情報提供をお願いいたします。

小川補佐、お願いいたします。

**小川（松本農業改良普及センター）** お世話になります。松本農業改良普及センター、小川と申します。改めましてよろしくお願い致します。

普及センターから、農作業事故が多発していますという資料をお持ちしましたので、こちらのほうをごらんいただければと思います。

あすの9月1日から30日まで、秋の農作業安全運動月間に入ります。県下では昨年、農作業中の死亡事故が7件発生しておるんですけれども、それで減少傾向にあったんですが、ことしはもう既に11件発生しております。

事故は、トラクターやSSなどの転倒、転落によるもの、あと野焼きによるものが非常に多い傾向となっております。11件中6件がことし、野焼きによる死亡事故ということになっております。

管内におきましても、こちらの資料にはちょっと掲載しておらないんですけれども、4月13日に塩尻市で下草焼きの作業中、やけどにより亡くなられております。1人での作業はなるべく避けていただいて、休憩を十分とって、農作業事故防止にご留意いただければと思います。

あと、6ページ、7ページのところに、毎回掲載させていただいておるんですけれども、生育概況、あと8ページのところには気象表を載せていただいております。

先ほどもお話がございましたけれども、台風21号、来週5日前後に県内に接近するという予想になっておりますので、こちらのほうもまた情報を入れていただきまして、対応いただければと思います。

以上、簡単ですけれども、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、その他ということで、連絡事項がございます。

8月11日にお願いをしておりました農業委員さんと推進委員さんのそれぞれ地区の実際活動を行っていただく担当区域設定の報告書、こちらのほうをまだお出しいただいてない地区が五、六地区ございますので、締め切りはきょうまでということをお願いしておりますが、ぜひお出しいただくようお願いしたいと思います。

その件も含めまして、それぞれ関係する地区の中で、農業委員さんと推進委員さん、二人三脚でいずれにしても業務に当たっていただきたいというわけがございますけれども、本日、推進委員さん、ご参加いただいた推進委員さんもおられますが、参加いただいてない推進委員さんもおられます。いずれにしても、会議の結果については、地区にお帰りいただいて、推進委員さんにぜひつないでいただいて、こういうことが決定されました、こういう意見が出ました、次回はこういうふうにしなきゃいけないというようなことも含めて、つないでいただければと思います。

ですので、そういう接点を設けていただいて、推進委員さんと農業委員さん、タッグを組みながら、最適化活動も含めて、事に当たっていただくということをお願いしたいと思います。

また、本日、農地の関係、現地確認等も含めて、農業委員さんに地区の意見をお話しいただきましたけれども、これは毎月毎月出てまいりますので、必ず議案の内容、また9月もお送りしますけれども、議案の内容に目を通していただいて、推進委員さんと必ず打ち合わせを行っていただいて、地区の意見を集約して、総会に来ていただくということで、とにかく農業委員さんと推進委員さんは必ず接触して、必ず打ち合わせを行って、総会に来ていただくということをお願いしたいと思います。

奈川とか、実質的に推進委員さんがいないというような地区は、それはしようがないわけがございますが、大概の地区は農業委員さんと推進委員さんがいますので、必ずご協議いただきたいということをお願いしておきます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 それから、先ほど板花補佐が言われました農林業まつりの協力の件について、小西さん、いいか。

小西局長補佐 板花補佐が……

議長 板花補佐、触れたでいいか、これは。できるだけたくさんの農作物をお願いしたいというか……

板花局長補佐 一貫目クイズで、3. 何キロですか、一貫目。ある程度幅があるんですが、その範囲に入った方に、手にとってばかりに乗せたその農産物を持ち帰ってもらうというような事業になります。非常に人気のある事業なんですけれども、事務局のほうで3万円ぐらいでしたかね。結構それぞれ市内の直売所で仕入れはするんですけども、それでも足りないような場合があるものですから、はね出し物でも結構なんですけども、もしご提供いただければありがたいということで、お願いしたいということでございます。

議長 ぜひともお願いをいたします。  
それから、9月の農地転用現地確認の当番の件について、齋藤係長。

齋藤担当係長 それでは、すみません、農地転用の現地確認の関係です。  
本日の説明、非常に良い説明をしていただきました。大変ありがとうございました。

島内でもありましたが、現地確認の際に、もし何か、例えば耕作されてなかったとか、本日、河野委員さんからもありましたが、確認して疑問などあった場合は、すぐに事務局と調整をしていただければと思います。事務局で申請者のほうへその旨をお伝えして、調整をするというような手順になりますので、よろしく申し上げます。

それでは、来月の現地確認ですけれども、9月21日になります。当番委員につきましては、1番の青木委員と2番の中條委員になります。予定をお願いします。

もし都合がつかない場合については、事務局のほうへご連絡ください。次の竹島委員さんから確認をとっていきます。

ちなみに、9月が9月21日、10月が10月23日、11月が11月21日、12月が12月20日ということで、予定しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 9月の現地確認について話がありましたが、お願いいたします。  
その他でございますが、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

いいですか。

ないようですのですみません、ここで齋藤係長から、来月の議案審議を予定しております、梓川の営農型太陽光発電の関係でお話しをいただきたい

と思います。お願いします。

#### 齋藤担当係長

すみません、お疲れのところ。

太陽光発電施設の転用の関係でございます。

先ほども1件案件がありましたが、太陽光発電の転用につきましては、6年ぐらい前ですかね、農地上で転用ができるのであれば認められてきたという経過があります。

売電目的の太陽光発電につきましては、3種農地、2種農地、ただ2種農地につきましては、計画場所が本当に妥当かどうか。そこで本当にやらなければいけない理由があるのか、などを計画書に基づいて判断をするというようなことになっています。ですので、2種農地、3種農地については、転用の見込みがあるところ、1種農地につきましては、太陽光の転用基準がとれないところというようなことになっております。

ただし、営農型の太陽光発電施設と言いまして、上部で太陽光の売電するんですが、あくまでも営農目的で、下部で農作物をつくるというようなことがあります。これにつきましては、農地の一時転用の扱いになります。これは、1種農地や農振農用地であっても、営農型の一時的転用というようなことであれば、認められるケースがあります。

なぜ一時転用かといいますと、あくまでも農地転用につきましては、地べたが主役ですので、農地として使われないところ、たとえば、柱の基礎部分、そういった部分が一時転用になります。ですので、下部で作物を作っているところについては、その面積はカウントされません。農地として使われないところだけ一時転用の許可をとるというようなことでございます。

松本市も、3年前に、梓川でノブキの営農型というようなことで許可を出してございます。この一時転用は、3年ごとの更新計画で許可を受けておりまして、ちょうど3年前にそのノブキを申請して、来月にその更新の手続に入ってくる案件が出てきます。

大変残念なことに、ノブキの申請については、1年間自分のところで日影をつくったりして、1年かけて計画書、データを作り、計画的には非常に見込みがあり、県の許可をいただいたわけですが、その後、管理面で上手くいかず、3年間の営農計画どおりに実施できなかったもので、特に、フキをふやし、4年目から販売をしていくというような計画だったんですけども、4年目からの販売ができないというのが現状です。

そんなこともありまして、今年の3月に農地部会で、申請人に対し、意見書を出しております。その意見書の内容につきましては、とにかく除草、草刈りですね、管理をして隣地に迷惑かけない、フキが絶えてしまったところは、その都度、フキの定植をしていきなさいというような内容で、更新の際に、もし管理が確認できないようであれば、農業委員会の意見としては、不許可というようなこともあり得るよというようなことで、4月の初めに申請人に対し意見書を出してございます。

4月から、事務局と、許可権者の長野県。県のほうでは、大体月に二、三回ぐらい申請人と調整し、その都度指導なりアドバイスというようなこと

をしていただいておりますし、事務局では、毎週検査ということで、毎週木曜日に、現地の確認をしてきております。

先月までは、農地部会で、その都度、報告をしていたんですけれども、今回改選になりまして、継続した委員さん、特に農地部会にいた委員さん以外の委員さんは、来月、いきなりの議案審議ということでは、内容がよく分からないということもありましたので、会長と相談して、時間をいただいたところであります。

計画であれば、今年から販売を徐々にしていくというような計画だったんですけれども、それができない結果になり、4月から指導をさせていただいている経過でございます。申請者本人も、フキの定植も計画的に行っており、今、徐々にですが頑張っております。

また、来月の議案で、担当者から説明があると思いますが、地元の委員さん、また、当番委員さんからも現地確認をしていただき、意見をちょうだいしたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

今、齋藤係長のほうから、梓川の営農型太陽光の現状についての話をいただいたわけではありますが、これについては、何か皆さんで、来月、私ども農業委員会の方向性を出したいと思いますが、3年ほど前に、長野のちょうどリンゴの一等地にワラビを栽培したいということで、こういった営農型太陽光の案件が出てまいりまして、長野市農業委員会は否決と。そんなワラビなんかとんでもないということで否決をしまして、北信の地区審でも否決をいたしました。

常任会議で1人が賛成かな。常任会議でも、それは無理だというようなことで否決をしたわけではありますが、県が許可をいたしまして、その理由が、要はこれを訴訟に持ち込まれては負けると。そういう言い方はしませんが、これは実質的な県の姿勢でありまして、これで仮に松本の農業委員会が否決、それから常任会議というか、地区審でも、だめだという話で、そしてまた常任会議でも否決をしましても、どうもその辺のところの県の姿勢が、あいまいというか、県にそういうことを言いますと、国があいまいだからこうなるというふうなことも言いますし、なかなかこの辺のところが大変難しいところではありますが、私ども松本の農業委員会として、意見をだしていかなければなりませんので、皆さん、ちょっとこのことについて少し勉強してきていただきたいと思います。

何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、このことにつきましては、また来月お願いしたいと思います。板花補佐。

板花局長補佐

すみません、最後の最後でつけ加えで申しわけございません。

きょう、推進委員さんお休みになっている地区の追加資料、きょう配付させていただいた広報まつもとの特集記事の関係とか、普及センターの関係の資料とかございますので、総会の報告も兼ねて、推進委員の分を各地区持ち帰っていただいて、つないでいただきたいと思いますので、今後もそういう形でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長

その他、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本日の議案は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして議長を退任をさせていただきます。

ご協力、どうもありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 3 番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 4 番

\_\_\_\_\_